

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(札幌市独自集計)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
発生件数	0			1			0			0			0			2			1			4			2			2		
種別等	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号
小学校																			1		1	2	2	2	1		1	1	1	
中学校				1		1										2	1	1				2	1	1	1	1		1		1
高等学校																														
合計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	1	4	3	3	2	1	1	2	1	1

※小学校には義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部、中学校には義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部、高等学校には義務教育学校後期課程及び特別支援学校高等部が含まれます。

※1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されるため、校数と発生件数の合計は必ずしも一致しません。

※令和5年度以降の札幌市の発生件数は、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の毎年度の公表（10月中旬頃）に併せて行います。